情勢報告資料（2025.3）

# 情勢報告

公益社団法人　全国私立保育連盟

# 保育を取り巻く状況

令和７年２月27日公表

# 令和６年(2024)人口動態統計(速報)

【調査結果のポイント】

○出生数は、720,988人で過去最少（９年連続減少）　（対前年37,643人減少）

○死亡数は、1,618,684人で過去最多（４年連続増加）　（同28,181人増加）

○自然増減数は、△897,696人で過去最大の減少（18年連続減少）　（同65,824人減少）

○死産数は、16,031胎で減少　（同122胎減少）

○婚姻件数は、499,999組で増加　（同10,718組増加）

○離婚件数は、189,952組で増加　（同2,154組増加）

# 令和６年４月の待機児童数調査のポイント

## ①待機児童の状況

**待機児童数：２,５６７人**（対前年▲113人）

・**約87.5%**の市区町村（1,524自治体）で**待機児童なし**

・待機児童数が**５０人以上**の自治体は**６自治体**と横ばい。
（ただし、**100人以上**の自治体は**２自治体**に増加。）

待機児童数別の自治体数の内訳

| | | 0人 | 1～49人 | 50～99人 | 100人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| R６年度 | | 1,524 | 211 | 4 | 2 |
| | | 87.5% | 12.1% | 0.2% | 0.1% |
| | 対前年 | 14 | ▲ 14 | ▲ 2 | 2 |
| R５年度 | | 1,510 | 225 | 6 | 0 |

## ②待機児童数について

令和６年４月の待機児童数については、

・**保育の受け皿拡大**

・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**

・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。

## ③今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R4:79.8%→R5：80.8%※）

・**共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5：75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域の事情**についても注視が必要。

※　総務省「労働力調査」

## 今後の取組方針

○　令和３年度からの**「新子育て安心プラン」**に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。

○　待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。

○　また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減**及び**保育人材の確保**を図っていく。

○　一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和７年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

**令和６年４月調査**における各自治体の保育の**受け皿拡大量（R6は見込み）**

| | 令和３年度【実績】 | 令和４年度【実績】 |
|---|---|---|
| 受け皿拡大量 | 2.5万人 | 0.3万人 |

| | 令和５年度【実績】 | 令和６年度【見込み】 |
|---|---|---|
| 受け皿拡大量 | ▲0.8万人 | 2.1万人 |

| 4か年合計の必要見込み量 | （参考）新子育て安心プラン（R2.12公表） |
|---|---|
| 4.2 万人 | 約14万人 |

こどもまんなか
こども家庭庁

# 1．令和６年度経営実態調査の集計結果＜速報＞の概要

## ① 私立施設・事業所の収支差率

（社会福祉法人会計の場合、（収益（保育事業収益＋児童福祉事業収益＋借入金利息補助金収入＋受取利息配当金収入）
－ 費用（人件費＋事業費＋事務費＋その他の費用＋支払利息＋法人本部帰属経費））／ 収益により算出）

- 前回調査結果から、保育所は増、幼稚園（新制度）、認定こども園は減となっている。
- また、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業（A型適用）についてはいずれも前回調査結果より収支差が下がっている又は同水準だが、他の種別と比べ高い水準となっている。

| | | 今回調査結果（令和５年度決算） | | 前回調査結果（平成30年度決算） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育所 | | 3.3% | | 2.3% | |
| 幼稚園（新制度） | | ▲0.0% | (2.7%) | 3.8% | (9.8%) |
| 認定こども園 | | 0.4% | (2.1%) | 2.0% | (4.2%) |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業 | 8.8% | | 15.9% | |
| | 小規模保育事業（A型） | 8.0% | | 10.3% | |
| | 小規模保育事業（B型） | 7.6% | | 9.7% | |
| | 小規模保育事業（C型） | 10.5% | | 18.2% | |
| | 事業所内保育事業（A型適用） | 8.1% | | 8.1% | |
| | 事業所内保育事業（B型適用） | ▲3.6% | | 5.7% | |
| | 事業所内保育事業（20人以上） | ▲1.8% | | 0.1% | |

※学校法人会計については、基本金組入後の収支差。()内は、基本金組入前の収支差を記載。
※家庭的保育事業は個人立の事業所が多く、事業の収支差（利益）が個人の給与になるため、収支差率が高く出ているものと考えられる。

（参考）他分野の収支差

| | 収支差率（令和５年度調査） |
|---|---|
| 介護分野（全体） | ２．４%※１ |
| 障害分野（全体） | ５．６%※２ |
| 中小企業 | ４．３%※３ |

※１ [出所]令和５年度介護事業経営実態調査（厚生労働省）
※２ [出所]令和５年障害福祉サービス等経営実態調査（物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含む収支差）（厚生労働省）
※３ [出所]令和5年中小企業実態基本調査（中小企業庁）

こどもまんなか
こども家庭庁

# １．令和６年度経営実態調査の集計結果＜速報＞の概要

## ② 私立施設・事業所の人件費比率

（社会福祉法人会計の場合、（費用（人件費）／ 収益（保育事業収益＋児童福祉事業収益＋借入金利息補助金収入＋受取利息配当金収入）により算出））

- 全体的に約６割～8割程度が人件費に充てられている。保育所は、7割程度。
- 保育所については前回調査結果から微減だが、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業については、いずれも上がっている。

| | | 今回調査結果（①）（令和５年度決算） | 前回調査結果（②）（平成30年度決算） | 差（③＝①－②） |
|---|---|---|---|---|
| 保育所 | | 73.0% | 75.1% | ▲2.1% |
| 幼稚園（新制度） | | 68.7% | 63.8% | 4.9% |
| 認定こども園 | | 72.0% | 69.5% | 2.5% |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業 | 60.6% | 53.4% | 7.3% |
| | 小規模保育事業（Ａ型） | 66.4% | 64.8% | 1.6% |
| | 小規模保育事業（Ｂ型） | 67.4% | 64.6% | 2.8% |
| | 小規模保育事業（Ｃ型） | 65.1% | 62.5% | 2.6% |
| | 事業所内保育事業（Ａ型適用） | 69.8% | 67.3% | 2.6% |
| | 事業所内保育事業（Ｂ型適用） | 79.3% | 77.3% | 2.0% |
| | 事業所内保育事業（20人以上） | 80.0% | 76.0% | 4.0% |

※人件費には、経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、また派遣職員に係る経費、法定福利費が含まれている。

こども家庭庁

# 1．令和６年度経営実態調査の集計結果＜速報＞の概要

## ③ 私立施設・事業所の保育士等（常勤）の１人当たり給与月額（賞与の1／12を含む）

- 保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園の保育士等については、給与月額が約4～5万円程度増額している。
- 地域型保育事業については、給与月額が増額しているが、家庭的保育事業、小規模保育事業（C型）、事業所内保育事業（B型）については、増額が他と比べ少ない。

| | | 今回調査結果（①）（令和６年３月給与と令和５年度賞与） | 前回調査結果（②）（平成31年３月給与と平成30年度賞与） | 差（③＝①－②） |
|---|---|---|---|---|
| 保育所（保育士） | | 34.8万円(11.2年) | 30.2万円(11.2年) | +4.6万円(+0.0年) |
| 幼稚園（新制度）（教諭） | | 33.5万円(9.2年) | 28.7万円(7.8年) | +4.8万円(+1.4年) |
| 認定こども園（保育教諭） | | 33.2万円(9.8年) | 28.0万円(8.2年) | +5.2万円(+1.6年) |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業（家庭的保育者） | 36.8万円(18.2年) | 35.9万円(16.0年) | +0.9万円(+2.2年) |
| | 小規模保育事業（A型）（保育士） | 29.4万円(9.4年) | 26.9万円(8.1年) | +2.5万円(+1.3年) |
| | 小規模保育事業（B型）（保育士） | 30.0万円(10.7年) | 27.0万円(8.8年) | +3.0万円(+1.9年) |
| | 小規模保育事業（C型）（家庭的保育者） | 30.4万円(13.1年) | 29.2万円(8.9年) | +1.2万円(+4.2年) |
| | 事業所内保育事業（A型適用）（保育士） | 28.2万円(9.6年) | 23.8万円(10.8年) | +4.4万円(▲ 1.2年) |
| | 事業所内保育事業（B型適用）（保育士） | 27.9万円(11.0年) | 26.4万円(11.9年) | +1.4万円(▲ 0.9年) |
| | 事業所内保育事業（20人以上）（保育士） | 30.1万円(11.2年) | 27.0万円(8.0年) | +3.1万円(+3.1年) |

※２　今回（前回）調査結果の（ ）書きは平均経験年数。
※３　給与月額・平均経験年数については四捨五入をしているため、端数において差と一致しないものがある。

（参考）

| （公立）今回調査結果（令和６年３月給与と令和５年度賞与） |
|---|
| 36.6万円(10.6年) |
| 40.5万円(11.2年) |
| 34.6万円(9.8年) |

（参考）
私立保育所の委託費上の保育士の人件費月額（R5補正後）

| 全国平均 |
|---|
| 35万円（※１） |

（※１）賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額を12で割ったものであり、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲは含まれていない。

# 1．令和６年度経営実態調査の集計結果＜速報＞の概要

## ④ 私立施設・事業所の保育士等（常勤＋非常勤）の配置状況

- 全施設・事業所において、公定価格基準と実際の配置の差が生じている。

| | | 今回調査結果 | | | 前回調査結果 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公定価格基準のみの配置基準（①） | 実際の配置（②） | 公定価格基準と実際の配置の差（③＝②-①） | 公定価格基準（①） | 実際の配置（②） | 公定価格基準と実際の配置の差（④＝②-①） |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 保育所（保育士） | | 11.3 | 15.4 | 4.1 | 11.4 | 15.7 | 4.4 |
| 幼稚園（新制度）（教諭） | | 7.1 | 9.3 | 2.2 | 6.0 | 8.3 | 2.3 |
| 認定こども園（保育教諭） | | 13.5 | 19.0 | 5.5 | 10.8 | 17.2 | 6.4 |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業（家庭的保育者及び家庭的保育補助者） | 2.1 | 2.8 | 0.7 | 1.9 | 2.8 | 0.9 |
| | 小規模保育事業（Ａ型）（保育士） | 4.8 | 5.9 | 1.1 | 4.4 | 5.9 | 1.5 |
| | 小規模保育事業（Ｂ型）（保育士及び保育従事者） | 4.5 | 5.8 | 1.3 | 4.7 | 6.1 | 1.4 |
| | 小規模保育事業（Ｃ型）（家庭的保育者及び家庭的保育補助者） | 3.3 | 6.5 | 3.2 | 3.8 | 5.0 | 1.2 |
| | 事業所内保育事業（Ａ型適用）（保育士） | 4.6 | 5.7 | 1.1 | 4.5 | 5.5 | 0.9 |
| | 事業所内保育事業（Ｂ型適用）（保育士及び保育従事者） | 5.1 | 6.3 | 1.2 | 4.3 | 6.0 | 1.7 |
| | 事業所内保育事業（20人以上）（保育士） | 8.3 | 9.9 | 1.6 | 9.9 | 13.0 | 3.1 |

※公定価格基準には、年齢別配置基準や各加算等による公定価格上措置されている職員人数を調査した結果を計上している。
なお、調査時点が令和６年３月末時点のため、令和６年度から開始した４歳以上児配置改善加算は含まれない。
※公定価格基準・実際の配置については端数を四捨五入しているため、公定価格基準と実際の配置の差と一致しないものがある。

# こども政策の推進

# こども基本法

## 目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

## 責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
① **大綱の案を作成**
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

**施行期日：令和5年4月1日**
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→　**こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交）　→　答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

## こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

**目的**：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
**基本的な方針**：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る　②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**　④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現　⑥**施策の総合性**の確保
**重要事項**：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
**施策推進の必要事項**：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

## こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

**幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要**

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
  ※児童虐待による死亡事例の約半数が０～２歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

**全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福**

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

**「アタッチメント（愛着）」＜安心＞**
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

**豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞**
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
  （様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

**【「はじめの100か月」とは】**
本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる５歳児～小１）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

こどもまんなか
こども家庭庁

# 保育政策の新たな方向性

## ～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化　等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実　等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化、保育DX　等】

☞全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される

☞人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

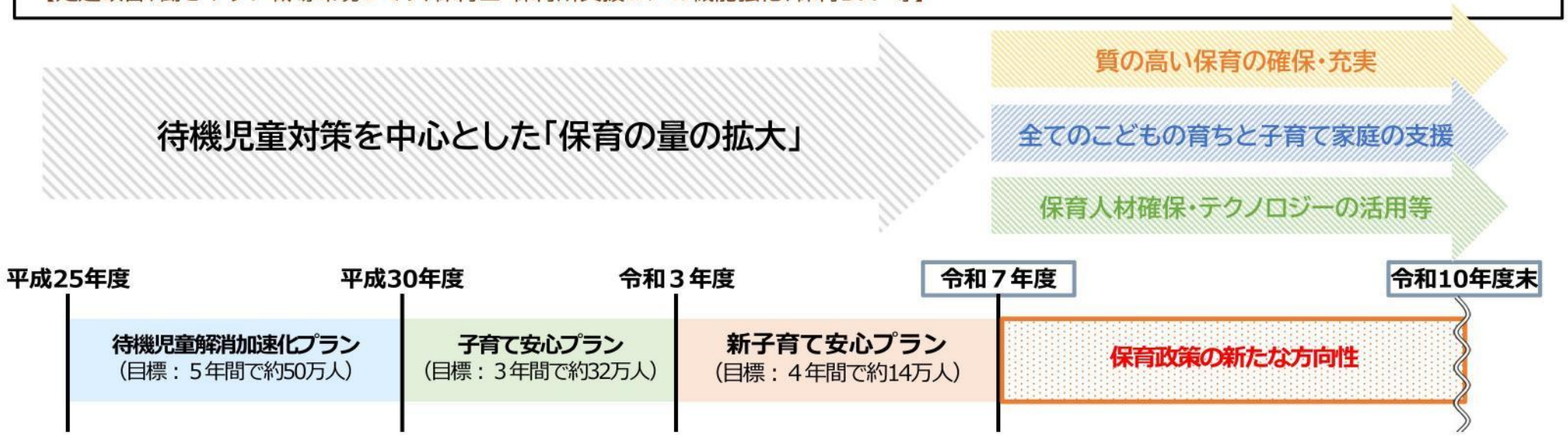


・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数　H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率　R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

# 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会　最終報告＜概要＞　令和６年１０月

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の実施状況等の把握、今後の教育課程、指導、評価等の在り方について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html

## 第１章　社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### １．幼児教育の重要性

・人の一生において、**幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期**。

・近年、**乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要である**ことや、**その後の人生において長期にわたって**学業達成や職業生活、家庭生活など**多面的に良い効果をもたらす**ことなどが明らかにされてきている。

**・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要**。

### ２．幼児期の発達の特性

**・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つもの**であり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

### ３．幼児教育の基本

・幼児教育では、**幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成**し、**幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促す**という「**環境を通して行う教育」が基本**。

・幼児は、**教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下**、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、**遊びを通しての指導を中心に行うことが重要**。

遊びは学び　学びは遊び
“やってみたいが学びの芽”

（動画コンテンツへリンク）

## 第２章　幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### １．幼児教育の基本に関する事項

#### （１）身体の諸感覚を通した豊かな体験

・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、**家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難**になってきている中、**幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要**。

#### （２）自発的な活動としての遊び

・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、**自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習**。

**・幼児期は**、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、**遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要**。（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）

・一方、**一部の幼児教育施設においては**、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など**幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘**。また、**保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある**。

・国・地方自治体においては、**幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について**、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、**一層の普及・啓発に取り組むことが必要**。

#### （３）幼児教育において育みたい資質・能力

・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、**当該資質・能力と５領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係**を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、**より実践的な調査研究を進めることが必要**。

#### （４）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要**。

#### （５）幼児理解に基づいた評価

・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。**幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有**し、**幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える**取組を進めていくことが大切。

こどもまんなか こども家庭庁

# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）新規

成育局 保育政策課

＜子ども・子育て支援交付金＞令和７年度予算案　2,138億円の内数（2,074億円の内数）
※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」)を創設する。

## 事業の概要

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
０歳６か月～満３歳未満の未就園児

【実施施設】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター　等

【実施方法】一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単　　価】補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人１時間当たりの単価を設定。
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても単価を設定。

| | こども一人1時間当たり単価 |
|---|---|
| 0歳児 | **1,300円** |
| 1歳児 | **1,100円** |
| 2歳児 | **900円** |
| 障害児加算 | **400円** |
| 要支援家庭のこども加算 | **400円** |
| 医療的ケア児加算 | **2,400円** |

## 実施主体等

【実施主体】
市町村（市町村が認めた者への委託可。）

【補助単価】
人口規模に応じ補助基準額の上限を設定する。
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。
（※）１事業所当たり年額3,066千円
（令和７年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】
国：3/4　市町村：1/4

| | ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費 | ②指導監督員の雇上げに必要な経費 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 人口100万人以上 | 167,430千円 | 18,252千円 | **185,682千円** |
| 人口50万人～100万人未満 | 134,180千円 | 9,126千円 | **143,306千円** |
| 人口10万人～50万人未満 | 125,568千円 | 4,563千円 | **130,131千円** |
| 人口5万人～10万人未満 | 37,189千円 | 4,563千円 | **41,752千円** |
| 人口5万人未満 | 17,214千円 | 4,563千円 | **21,777千円** |

# １歳児の職員配置の改善

## こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）

○　2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
○　2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

## 令和６年度の対応：４・５歳児の配置基準の改善

**【公定価格上の加算措置】**※告示を改正

**○ 新たに「４歳以上児配置改善加算」を措置する**

**○ 30：１の配置に要する経費と、25：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。**

※　チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：１以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※　チーム保育推進加算は、主に３～５歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和５年度には、先んじて４・５歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（１人⇒２人）を行っている。

**【最低基準等の改正】**※内閣府令等を改正

**○　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、４・５歳児の職員配置基準を改善する**

**○　人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける**

| 年齢 | 従前の基準 | 新たな基準 |
|---|---|---|
| ４・５歳児 | ３０：１ | ２５：１ |

※　３歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和４年度の加算取得率：約90%）

※　3歳児についても、４・５歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う

## 令和７年度予算案等における対応

**○　１歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「１歳児配置改善加算」を措置する**
**【令和７年度予算案１０９億円】**

**○　具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、１歳児の職員配置を５：１以上に改善した場合に、加算する（令和７年４月～）**
※6：1の配置に要する経費と、５：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に５：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）
(1) 処遇改善等加算Ⅰ Ⅱ Ⅲの全てを取得している
(2) 業務においてＩＣＴの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう１機能以上の機器を導入し活用している）
(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

こどもまんなか
こども家庭庁

# 公定価格における定員区分の細分化

○　施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども１人当たりで単価を定めている。

○　具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

## 定員区分の細分化（案）

○保育所

| 区分（見直し前） | 分割 | 区分（見直し後） |
|---|---|---|
| 20人 | | 20人 |
| 21人～30人 | → | 21人～25人 |
| | → | 26人～30人 |
| 31人～40人 | → | 31人～35人 |
| | → | 36人～40人 |
| 41人～50人 | → | 41人～45人 |
| | → | 46人～50人 |
| 51人～60人 | → | 51人～55人 |
| | → | 56人～60人 |

※幼稚園、認定こども園についても同様の細分化を行う。

こどもまんなか
こども家庭庁

# 公定価格における定員超過減算の見直し

○　定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、

①　直前の連続する５年間（幼稚園及び認定こども園（１号認定）にあたっては２年間）常に利用定員を超え、かつ、

②　各年度の年間平均在所率が120％以上であること

としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から７年連続で減少し、令和６年の待機児童数は平成29年の10分の１以下となっている状況を踏まえ、**①の５年間の期間を、令和７年度より２年間とする。**

※　ただし、過去３年間に待機児童がいた地方公共団体は１年間を経過措置期間とし、令和８年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年３月28日厚生労働省）

Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等

６．定員超過入園の柔軟な実施

○　２年連続して定員を120％超えて入園させた場合に３年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

## 留意事項通知記載（案）

**Ⅴ 乗除調整部分**

１．定員を恒常的に超過する場合（●）

（１）調整の適用を受ける施設の要件

**直前の連続する２年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており**（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が120％以上の状態にある施設に適用する（注３）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

**（注３）令和４年４月１日、令和５年４月１日、令和６年４月１日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和７年度に限り従前の規定のとおりとする。**

## 対象施設

保育所、認定こども園（保育認定２・３号）、小規模保育事業Ａ型・Ｂ型・Ｃ型、事業所内保育事業

※　幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定１号）については、現行「直前の連続する２年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

# 災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

## 概　要

○　エッセンシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。

○　災害等発災直後に出勤する必要のある保護者がこどもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

## 取組内容

○　災害等により、施設等が開所できなかったり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

**【災害等が発生した場合の取組】**

- ☛ 教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛ 被災状況の把握
- ☛ エッセンシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施

（※避難所等に避難している場合には、避難所に出向いて上記の対応を実施すること等を想定）

- ☛ 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※　災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月１回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

## 改正案

○　現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する。（留意事項通知の改正）

（例）主任保育士専任加算の場合

ⅰ　延長保育事業　　ⅱ　一時預かり事業（一般型）　　ⅲ　病児保育事業　　ⅳ　乳児が３人以上利用している施設　　ⅴ　障害児（軽度障害児を含む。）が１人以上利用している施設

ⅵ　災害時における地域支援の取組

・　災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

こどもまんなか
こども家庭庁

# 公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

○　冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
○　令和６年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから９年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
○　冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、**新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和７年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずる**こととする。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地 域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
（中略）
三十六　冷暖房費加算　当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。
イ　一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）
ロ　二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）
ハ　三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）
ニ　四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）
ホ　その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

## 告示単価表改正（案）

別表第二　保育所（告示単価表）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 冷暖房費加算 | ● | 1　級　地 | 1,950 | 4　級　地 | 1,350 | ※以下の区分に応じて、各月の単価に加算<br>１級地～４級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第１条第１号及び第２号に掲げる地域<br>**激変緩和地域：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域**<br>その他地域：１級地～４級地**及び激変緩和地域**以外の地域 |
| | | 2　級　地 | 1,740 | **激変緩和地域** | **1,020** | |
| | | 3　級　地 | 1,710 | その他地域 | 120 | |

# 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について（対応方針）

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフッティングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとなっていたが、公費助成を廃止するという結論に至るほど、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況にはない。

一方、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、保育所等の職員配置基準の改善や更なる処遇改善、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれており、これらの「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に推進するためには保育人材確保は大変重要な課題である。

このため、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフッティングの観点及びこども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン）に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとする。

（参考：各福祉制度の運営主体の割合）

| | | 公営割合 | 社会福祉法人割合 | 株式会社・NPO等割合 | 資料出所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育 | 令和４年 | 25.5% | 53.3% | 21.2% | 社会福祉施設等調査 |
| 介護 | 公費助成廃止時（平成18年） | 2.1% | 31.7 % | 66.2% | 介護サービス施設・事業所調査 |
| 障害 | 公費助成廃止時（平成28年） | 1.9% | 33.7% | 64.4% | 社会福祉施設等調査 |

# 保育士特定登録取消者管理システムと日本版ＤＢＳの違い

| | 保育士特定登録取消者管理システム | 日本版DBS |
|---|---|---|
| 施行日 | 令和6年4月1日 | 令和6年6月19日成立　令和8年度を目途 |
| 対象者 | 令和6年4月1日以降の採用者 | 新規採用および、現に勤務している職員 |
| 確認対象施設 | 保育所等、認可外施設等（国の確認が必要） | 保育所等は義務施設、学童等は認定の後 |
| 掲載される情報 | 保育士資格を取り消されたかの有無 | 性犯罪歴の有無 |
| 確認手段 | 事業者自ら管理システムで実施 | 事業者がこ家庁に申請　一部本人も関わる |
| 確認できる刑の種類 | 無し | 刑法＆条例違反⇒特定性犯罪<br>（児ポ、盗撮、痴漢等） |
| 確認義務の有無 | 義務付け | 義務付け |
| 確認後の対応 | 事業者が適切に判断 | 子どもと接しない部署に配置転換 |
| 特徴 | 保育士資格を取り消された履歴を確認 | 性犯罪を犯した過去の確認 |

# こども家庭審議会
# 子ども・子育て支援等分科会

令和５年度～　保育三団体各委員名

| | | |
|---|---|---|
| 公益社団法人 | 全国私立保育連盟常務理事 | 髙谷俊英 |
| 社会福祉法人 | 全国保育協議会副会長 | 村松幹子 |
| 社会福祉法人 | 日本保育協会理事 | 志賀口大輔 |

# 令和６年度子ども･子育て支援等分科会（１）

| 日程 | 議事内容 | 発言要旨 |
|---|---|---|
| 8月<br>2日<br>（金）<br><br>第６回 | (1) 子ども･子育て支援関係制度改正等の状況について<br>(2) 保育施策関係の最近の動向について<br>(3) 子ども･子育て支援法に基づく基本指針の改正案について<br>(4) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について | 今、人口減少社会の中で、日本中の島しょ部、郡部でじわじわと保育施設が閉園している。そのことは、その地域での若者の居住環境が悪化していることを示している。このままでは、いずれ子育て期の若年層が地域を離れ、高齢化ののち、消滅の道を歩むことになる。そうならないために、施策をタイムリーに実施していかないと、手遅れになる状況にある。ぜひ、具体的な施策を早急に打ち出してほしい。<br>今回、調理員の配置状況についての調査を緊急に実施したところ、1,024園から回答を得た。最低基準では、定員40人以下は調理員１人、41人から150人までが２人、151人以上が２人と非常勤１人であるところ、各施設ではその人数では安全衛生が確保できない、アレルギーや離乳食に対応できない、ということで独自に調理員を追加配置しているとの結果が出た。園児数40人以下の園では年休の代替要員等の理由で、１人以上加配している園が半数程度、また、園児数61人以上90人までの園では約７割が基準を超えた３人以上、91人以上120人までの園では約９割が３人以上配置している。この調査結果は、現在の基準では現実的な運営が難しいという現状を示しているので、ぜひ保育士のみならず調理員の配置基準についても配慮をお願いしたい。<br>処遇改善等加算の一本化について検討が進められているが、一本化は各施設･自治体の事務の簡素化による負担軽減が主目的のひとつである。現行制度の寄せ集めになって負担が重くなってしまうようなことにならないよう、あくまで一本化は目的ではなく手段であることを念頭に検討を進めていただきたい。 |
| 10月<br>17日<br>（木）<br><br>第７回 | (1) 子ども･子育て支援をめぐる課題等について | 長年の懸案事項である「１歳児配置基準の改善」については、予算編成過程で検討となっているが、「加速化プラン期間中の早期に改善」との考え方からすると、令和７年度からと期待している。ぜひ早期に実施を。<br>人事院勧告の地域区分改正に対し一部地域で不安感が出ている。地方自治体の地域手当区分に準じて設定されている市町や、大都市に隣接する県への対応策を検討してほしい。<br>こども誰でも通園制度の、特に「余裕活用型」での保育士配置基準や通常事業との運営費給付の関係が不透明である。現在の試行的事業の中でも、通常事業との費用の按分を求められる市町もあると聞く。また、保護者に一時預かり制度との混同がみられる。制度趣旨の徹底と現場の混乱解消に努めてほしい。<br>人口減少社会への対応として挙げられる保育施設の多機能化のため、保育士が社会福祉士、精神保健福祉士等の他資格を取得しやすくしてほしい。<br>処遇改善等加算の一本化をはじめ、解決すべき課題が多々あるが、今後この分科会への提案はどのようになされていくのか。 |

# 令和６年度子ども･子育て支援等分科会（２）

| 日程 | 議事内容 | 発言要旨 |
|---|---|---|
| 12月<br>19日<br>（木）<br><br>第８回 | (1) 本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について<br>(2) 公定価格等について<br>(3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について | 全私保連が独自に行った「人口減少地域における保育施設運営に関する調査」結果から、園児数40人以下の施設から「困り感」が急激に高まることがわかった。施設維持に最低限必要な経費の比率が高くなり、思うように人件費を確保出来ない状況や、様々な事業を実施できず制度上の支援を受けられない状況があると想像される。<br>「人口減少に対する現場レベルで要望する早急な支援」では、施設維持運営に係る支援、定員区分の細分化などが望まれている結果となった。こうした声も参考に支援の仕組みを検討いただきたい。<br>人事院勧告を公定価格に反映する際は、国家公務員と異なる事情を充分に勘案いただきたい。また、全産業平均賃金との格差解消を早急にお願いしたい。<br>処遇改善等加算の一本化に関して、施設種別ごとに異なる研修要件を統一していただきたい。区分１（基礎分）にキャリアパス要件を入れる提案が為されているが、従前より厳しい加算要件にならないように配慮いただきたい。<br>「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について、４・５歳児、３歳児の配置改善の促進、１歳児の配置改善とともに、調理員や事務員等保育士以外の人材配置についても検討していただきたい。<br>災害・感染症発生等の緊急事態への対策強化や、いわゆる「カスハラ」対策についても対応を検討していただきたい。 |
| 3月<br>4日<br>（火）<br><br>第９回 | (1) 子ども・子育て支援関係制度改正の状況について<br>(2) こどもまんなか実行計画2025の策定について<br>(3) 令和７年度子ども・子育て支援関係予算案について<br>(4) 子ども・子育て支援施策関係の最近の動向について | 処遇改善等加算一本化の方向性をお示しいただいたが、制度詳細について不明なため、令和７年４月から遅滞なく職員に配分するための給与規程等の改正手続きができない。早急に自治体や保育関係団体にお示しいただくと同時に、円滑に事務が進む取り組みをお願いしたい。<br>１歳児配置改善の第１歩を踏み出したことについては、大変ありがたい。しかしながら基準そのものの改正が見送られたこと、取得に条件が付されたことは残念である。条件の内容についても、経験年数が少ない施設こそ配置改善をすべきであるし、ICT活用は今後の優先課題ではありながら、少人数施設等にまで登降園管理機能が必須なのか疑問である。<br>公定価格における定員超過減算の見直しについて、自治体とともに待機児童解消につとめてきた施設に対し、十分な周知期間をとり、公定価格上マイナスの影響が出ないような制度改正をお願いしたい。<br>定員区分の細分化は長年保育団体として要望をしてきた事項であり、大変ありがたい。独自ルールを設け定員変更を困難にしている自治体も依然として見受けられることから、改めて自治体に対し独自ルールの制限・禁止を徹底していただきたい。<br>保育現場におけるICT化を推進し保育DXを進めていくという大きな方向性が打ち出されている。各施設はICTを活用した補助金申請、保育記録、監査事務等を進めていく必要があり、これまでのデジタル環境から一歩進んだものに変わっていかなければならない。今後ICT機器やソフトの導入費用・維持管理・更新経費、データ入力等、相当な経費が継続して必要となるため、公定価格上でも初期投資にとどまらない維持管理・更新経費についての配慮をお願いしたい。 |

令和6年8月2日

# 意 見 書

全国私立保育連盟常務理事　髙谷俊英

人口減少地域における良質な保育の確保、処遇改善等加算の簡素化・一本化、保育DXの推進等については、ぜひ強力に進めていただきたいと考えています。そのうえで、下記の項目について早期の改善を要望いたします。

## 要望項目

### ◎保育士の配置基準の改善

**【1歳児配置基準の早期改善】**

残された1歳児の配置基準の改善（5:1）を早期に実施してください。

**【3歳以上児保育士配置基準についての国際比較に基づくあり方の検討】**

OECD加盟諸国の保育士配置基準の状況を見ると、3歳以上児については概ね15:1程度の配置となっていることに鑑み、それらを踏まえた我が国の配置基準の在り方を早期に検討してください。

### ◎調理員の配置基準の改善

全国私立保育連盟にて今般実施しました別紙調査結果によりますと、全国の施設における調理員の配置実態は、各施設独自の安全衛生面への配慮、アレルギーや離乳食への対応等により、配置基準を超えた状況になっていることが確認できました。ついては、ぜひ下記の改善をよろしくお願いします。

①定員40人以下の常勤調理員1人の配置基準を、年休等取得対策として増員

②定員41人以上の常勤調理員の配置数を、各施設の現状に鑑み増員

### ◎人口減少地域の施設への支援

**【主任保育士専任加算等の要件の見直し】**

主任保育士のきっちりとした位置づけのため、また0歳児の入園数の減少による要件充足の困難化のため、加算要件の撤廃もしくは緩和をお願いします。

**【人口減少が顕著な地域に勤務する者・施設への改善策】**

①利用定員区分の細分化を含めた見直し

②特地勤務加算（手当）等の創設

## ◎公定価格の積算基準・費目等の見直し

**【公定価格の費目積み上げ方式の堅持】**

人事院勧告に準拠した現行の公定価格の費目積み上げ方式を堅持してください。

**【福祉職俸給表の適用号俸の適正化】**

保育士の勤務年数の長期化（11年超）に応じて、公定価格積算上での適用号俸（1級29号俸：勤続5年程度）の適正化をお願いします。

**【4歳以上児配置改善加算とチーム保育推進加算の関係の見直し】**

本来、公定価格表上に上乗せされるべき4歳以上児配置改善加算が、趣旨の異なるチーム保育推進加算を取得すると受給できない不合理を是正してください。

**【3歳児についての無償化時期の統一】**

1号認定子ども（満3歳児）と2号認定子ども（3歳児）の保育料無償化の開始時期の整合性を図ってください。

**【除雪費加算の対象地域拡大】**

近年の温暖化に伴う気象変化により、加算対象の特別豪雪地帯以外にも例年積雪があるにもかかわらず除雪費用が全く支給されない地域も多くあります。また、積算方法も園児数によって額が増減する仕組みとなっており実態に伴っていません。これについては対象地域の見直し・積算方法の改善が必要と考えます。

**【継続的な見える化の実施に伴うモデル給与公開時の課題について】**

現在検討中の「見える化」に伴う「モデル給与」公表により、大都市に隣接した市町では給与格差が明らかになり、保育人材確保がますます困難になるのではないかとの危惧が生じています。これについて、なんらかの対応が必要と考えます。

## ◎こども誰でも通園制度について

**【月あたり上限時間の見直し等】**

「こども誰でも通園制度」については、その趣旨がマスコミ報道や自治体の誤った広報により「一時預かり制度」との混同を生じています。国としてその趣旨の徹底と、現在実施中の試行的事業において、1人1月10時間の利用時間上限を、令和7年度以降は倍増以上とする必要があると考えます。

**【運営単価の見直し】**

①1人1時間当たりの補助額の引き上げ
②人件費以外の費用（保育材料、水道光熱費、事務費等）の措置

# 保育三団体協議会の取り組み

R6幹事団体は全保協

# 令和６年度　保育三団体協議会

| 日程 | 議題 |
|---|---|
| 令和６年５月15日 | 自民党「こども・若者」輝く未来創造本部ヒアリング対応 |
| 令和６年５月31日 | 自民党全国保育関係議員連盟総会出席 |
| 令和６年６月24日 | (1)こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会 第１回 事前説明<br>(2)保育三団体協議会令和７年度保育関係予算要望について<br>(3)令和６年能登半島地震 保育三団体被災地支援募金のご報告<br>(4)今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会中間まとめ事前説明 |
| 令和６年７月22日 | 令和７年度保育関係予算要望　こども家庭庁・関係議員への提出 |
| 令和６年７月30日 | (1)子ども・子育て支援等分科会 事前説明会（こども家庭庁）<br>(2)事前説明を受け、保育三団体協議会共通で発言すべき意見等について意見交換 |
| 令和６年９月20日 | (1)こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会 第２回 事前説明<br>(2)事前説明を受けての意見交換 |
| 令和６年11月27日 | (1)令和７年度保育関係制度・予算要望書（案）について<br>(2)令和７年度保育関係制度・予算要望先について |
| 令和６年11月29日 | 自民党全国保育関係議員連盟総会出席 |
| 令和６年12月10日 | 令和７年度保育関係予算要望　こども家庭庁・財務省・関係議員への提出　※保育三団体資料 |
| 令和６年12月11日<br>12日 | 保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナー<br>「保育の現場と保育士の魅力発信」意見交換会 |

保育三団体資料

# すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

令和６年11月29日
12月10日
保育三団体代表者連名

**１．人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください**

**２．すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください**

（１）職員配置基準の改善　（２）公定価格の改善と保育人材の確保

（３）主任保育士の必置化　（４）施設長の資質向上

**３．「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください**

**４．子どもの命を守るため、保育施設における災害対策を支援してください**

**５．すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください**

（１）「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用　（２）就学前教育・保育施設整備交付金等の確保

**６．「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください**

# 全国私立保育連盟　予算要望事項

# 令和7年度保育関係予算・制度等に向けた要望事項

公益社団法人 全国私立保育連盟

## Ⅰ．保育関係予算・制度関連要望事項

《 子どもたちの成育環境の向上のために 》

（1）子どもの保育・成育環境向上のための改善を求めます。

《 家庭や地域における子育て支援のために 》

（2）少子化対策としての保育施設への振興対策等の実施と、地域間格差是正に向かう仕組みの構築を求めます。

（3）子育て家庭の経済的負担の軽減、子育て中の働く親のワーク・ライフ・バランスの実現を求めます。

（4）多様な保育を提供するため、地域子ども・子育て支援事業の充実・推進を求めます。

《 保育の質・機能の向上のために 》

（5）職員配置基準と処遇の改善を強く求めます。

（6）保育士等の人材確保推進を求めます。

（7）「就学前教育・保育施設整備交付金」の拡充・推進を求めます。

（8）いわゆる0.3兆円超メニューの実施と、こどもまんなか社会の実現に必要な安定的財源の確保を求めます。

## Ⅱ．税制改正要望事項

(9) 保育・子育て関連の税制改善について

(10)社会福祉法人への非課税措置の維持について

# 人勧及び処遇改善について

こどもまんなか
こども家庭庁　**令和６年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定**

＜子どものための教育・保育給付交付金＞　令和６年度補正予算所要額　1,150億円

**【趣旨・目的】**

保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和６年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

**【公定価格の算定方法】**

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（参考）令和６年人事院勧告の内容

① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる

② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.5月→4.6月）

※ 人事院勧告を踏まえた人件費単価の改定状況

令和３年　▲0.9%、令和４年　＋2.1%、令和５年　＋5.2%、令和６年　＋10.7%

**【国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い】**

令和６年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて、令和６年４月まで遡って公定価格の引上げを行う。

# 公定価格における地域区分に関する対応

## 人事院勧告による見直し内容

○　本年８月８日に令和６年人事院勧告において、以下の内容が示された。

・　**地域手当の級地区分の設定**について、現在**市町村ごととしているものを都道府県を基本とするよう見直す**とともに、１級地 20%～７級地 ３%の７区分であったものを**１級地 20%～５級地 ４%の５区分に見直す。**

## 検討に当たっての留意点

➢　国として統一的かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）

➢　県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応

※　都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる。

➢　介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い

## 今後の対応予定

➢　**令和７年４月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく。**

# 保育士等の処遇改善の推移

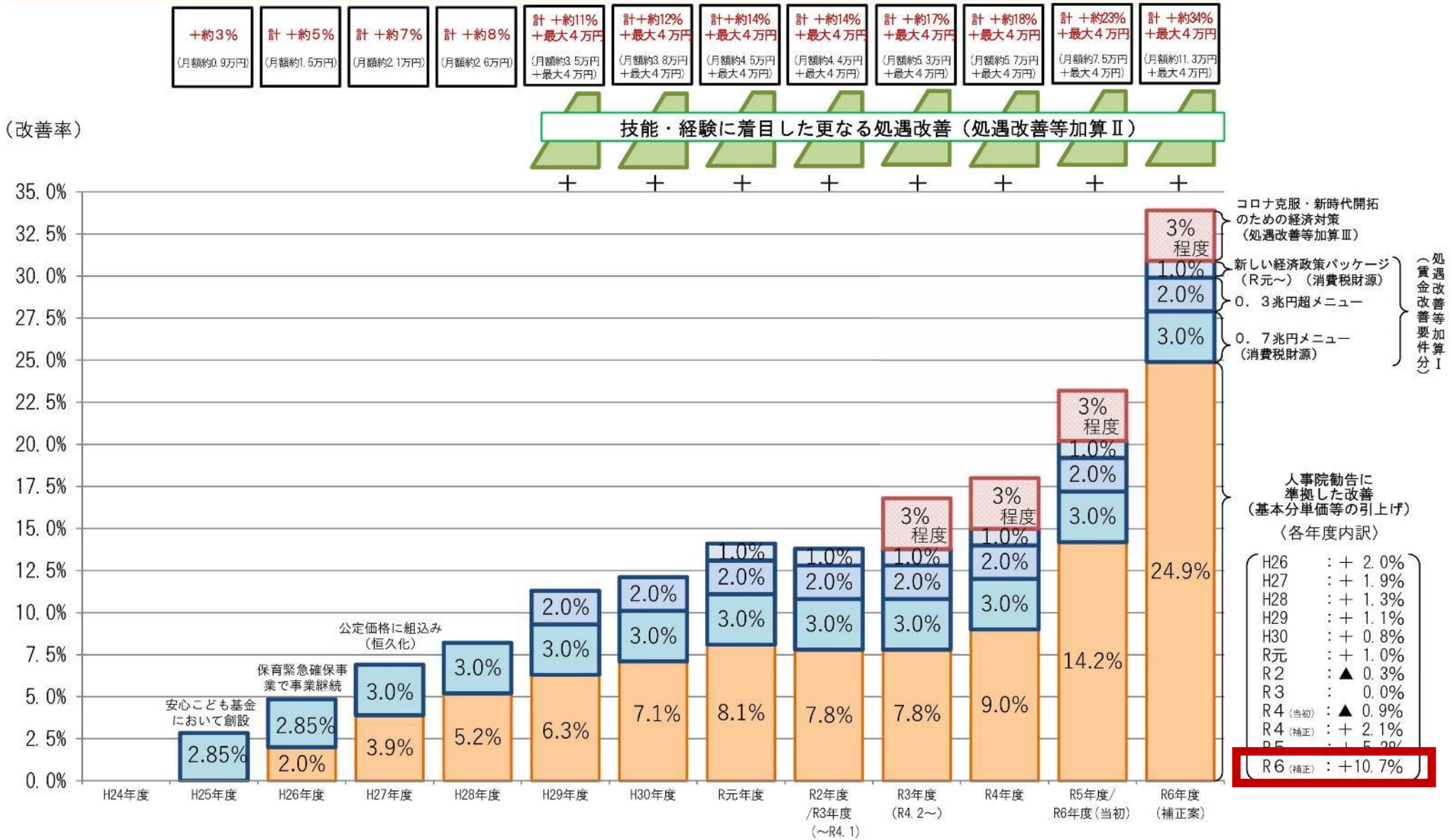


※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和４年２～９月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和４年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

# 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

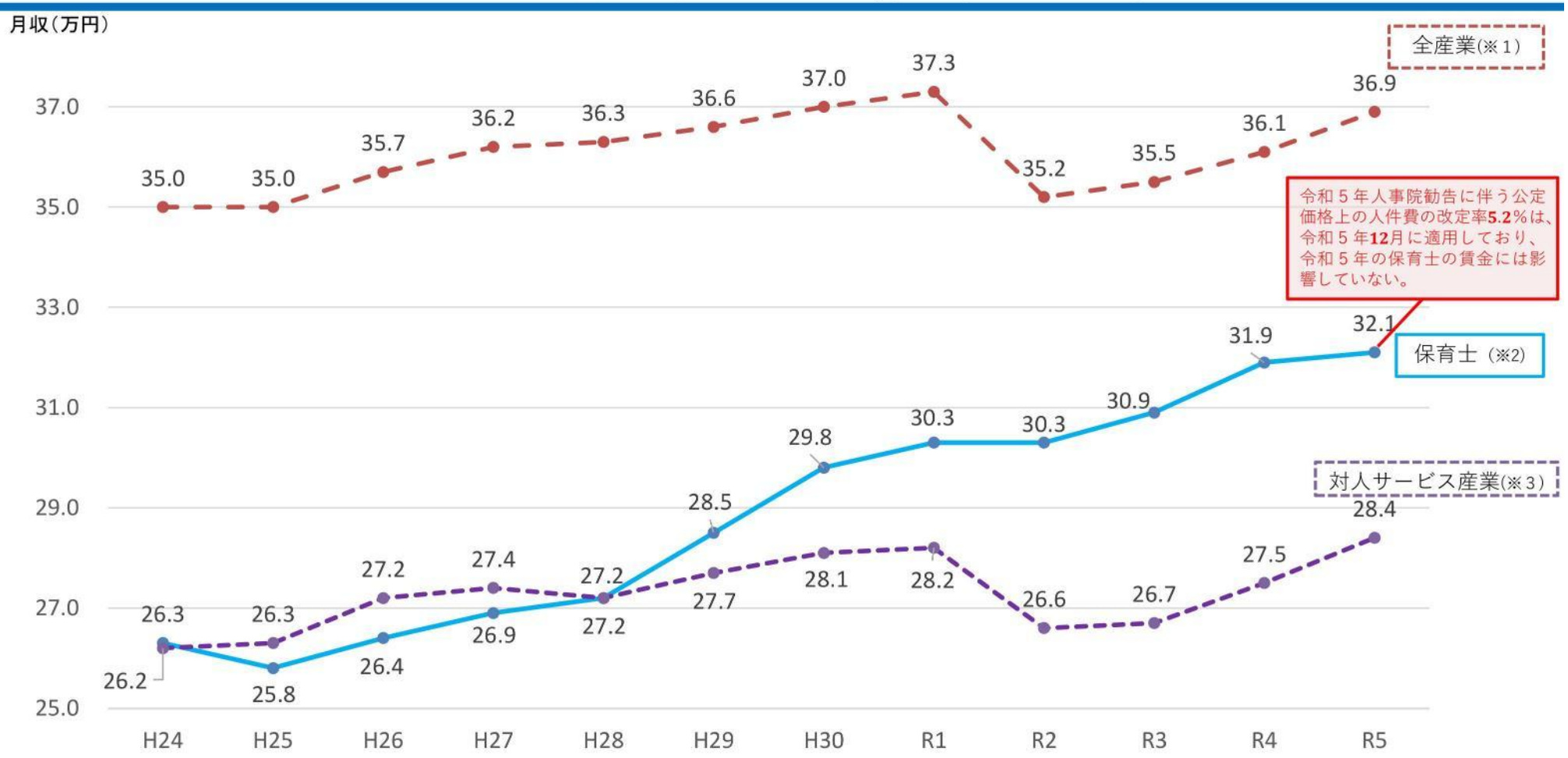


資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和5年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。
（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。
（※3）「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業，飲食サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業，飲食サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。
（注1） いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。
「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。
「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。
（注2）3%程度（月額9千円）の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。
令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。
令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。

# 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

こども家庭庁

# 新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

## 施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和７年４月１日**。**令和６年４月１日以降に始まる事業年度について報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後５月以内**。**事業年度が令和６年４月１日～令和７年３月末日の場合、同年８月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

## 報告する経営情報等

| 情報項目 | ①人員配置<br>基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報 等 | ②職員給与<br>賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報 等 | ③収支の状況<br>収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳 等 |
|---|---|---|---|
| 報告内容 | 給付・監査等で通常把握されている情報 | 処遇改善等加算の実績報告書を活用 | 各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用 |

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組 等）について任意に記載することができるようにする。

## グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

**（公表が想定される主な事項）**

- ✓ 職員１人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

## 個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護**しつつ、**幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

**①モデル給与**

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

**②人件費比率**

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

**③職員配置状況**

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

こどもまんなか
こども家庭庁

# 施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

| 情報項目 | | | 認定こども園、保育所、幼稚園等（私立） | 認定こども園、保育所、幼稚園等（公立） | 施設型給付を受けない幼稚園 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人員配置に関する事項<br>・公定価格基準上での配置人数<br>・実際の配置人数　など | 報告 | | ○ | ○ | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | ○ | ○ | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | ○ | ○ | ○（報告した場合） |
| 職員給与に関する事項<br>・各種処遇改善等加算の取得状況<br>・各職員の勤続年数、賃金など | 報告 | | ○ | △※1 | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | ○ | × | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | × | × | × |
| モデル給与に関する事項 | 報告 | | ○（一部任意※2） | ○（一部任意※2） | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | × | × | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | ○ | ○ | ○（報告した場合） |
| 収支の状況に関する事項<br>・事業収入（収益）<br>・事業支出（費用） | 報告 | | ○ | × | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | ○ | × | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | × | × | × |
| 人件費比率に関する事項 | 報告 | | ○ | × | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | ○ | × | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | ○ | × | ○（報告した場合） |
| 人的資本に関する事項<br>・法定・法定外休暇の利用状況<br>・ICT導入の取組状況　など | 報告 | | 任意 | 任意 | 任意 |
| | 公表 | 集計・分析結果 | × | × | × |
| | | 個別施設・事業者単位 | ○（報告した場合） | ○（報告した場合） | ○（報告した場合） |

※1　職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）
※2　常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

# 処遇改善等加算一本化検討

# 処遇改善等加算の一本化について（案）（令和７年度～）

○現行の３加算（処遇改善等加算Ⅰ Ⅱ Ⅲ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、**「処遇改善等加算（仮称）」**に一本化
○現行の３加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、**「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」**の３区分を設定
・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（旧加算Ⅰ（基礎分））の要件として設定（１年間の経過措置）
・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

○このほか、関係者の意見等も踏まえ、**配分ルールの統一化、柔軟化**や**賃金改善の確認方法の見直し**を実施

**【配分ルールの統一化、柔軟化】**
■「②賃金改善分」「③質の向上分」の配分ルールについて「１/２以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
※現行は加算Ⅰ(賃金改善分)は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは２/３以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
■「③質の向上分」について、
・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数がいることを要件(※)とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。(※)職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
・配分方法：現行の「４万円支給を１人以上」のルールを撤廃。配分額は施設の状況に応じ４万円を上限として柔軟な設定を可能とする。

**【賃金改善の確認方法】**
■各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大９枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
■現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める(介護報酬等で導入済みの措置)。

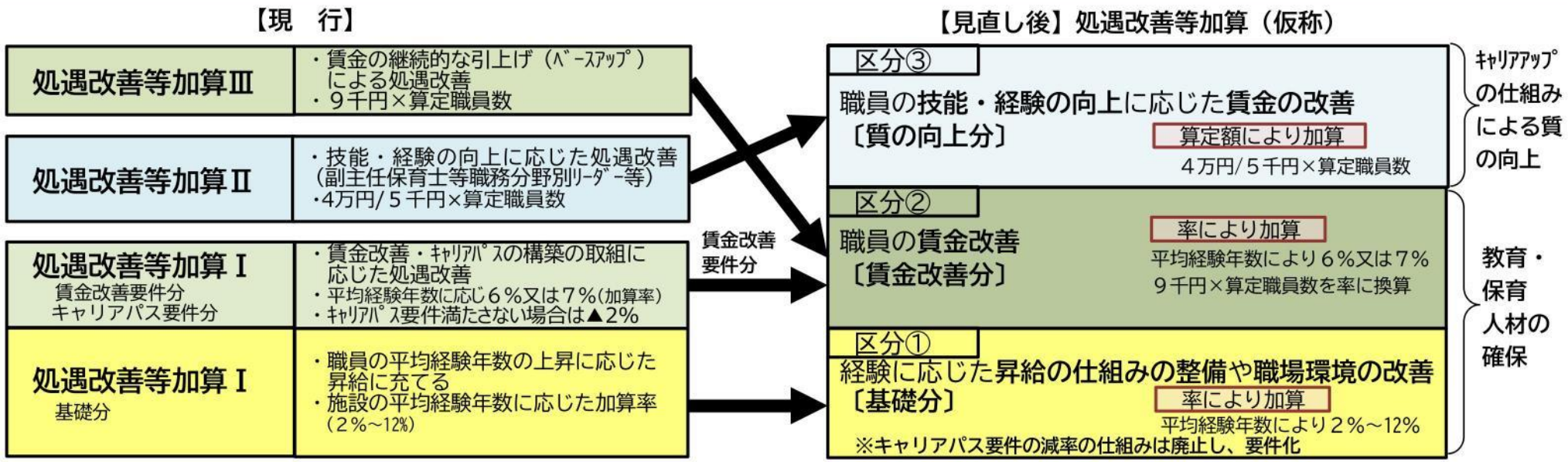

# 処遇改善等加算Ⅱ（新加算区分③）の対象、要件、配分方法の見直し（案）

**＜定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ＞** ※園長１人、主任保育士１人、一般職員１５人（保育士１２人、調理員等３人）
４万円の算定対象人数(職員数Ａ)：５人（一般職員数の１／３）、５千円の算定対象人数(職員数Ｂ)：３人（一般職員数の１／５）

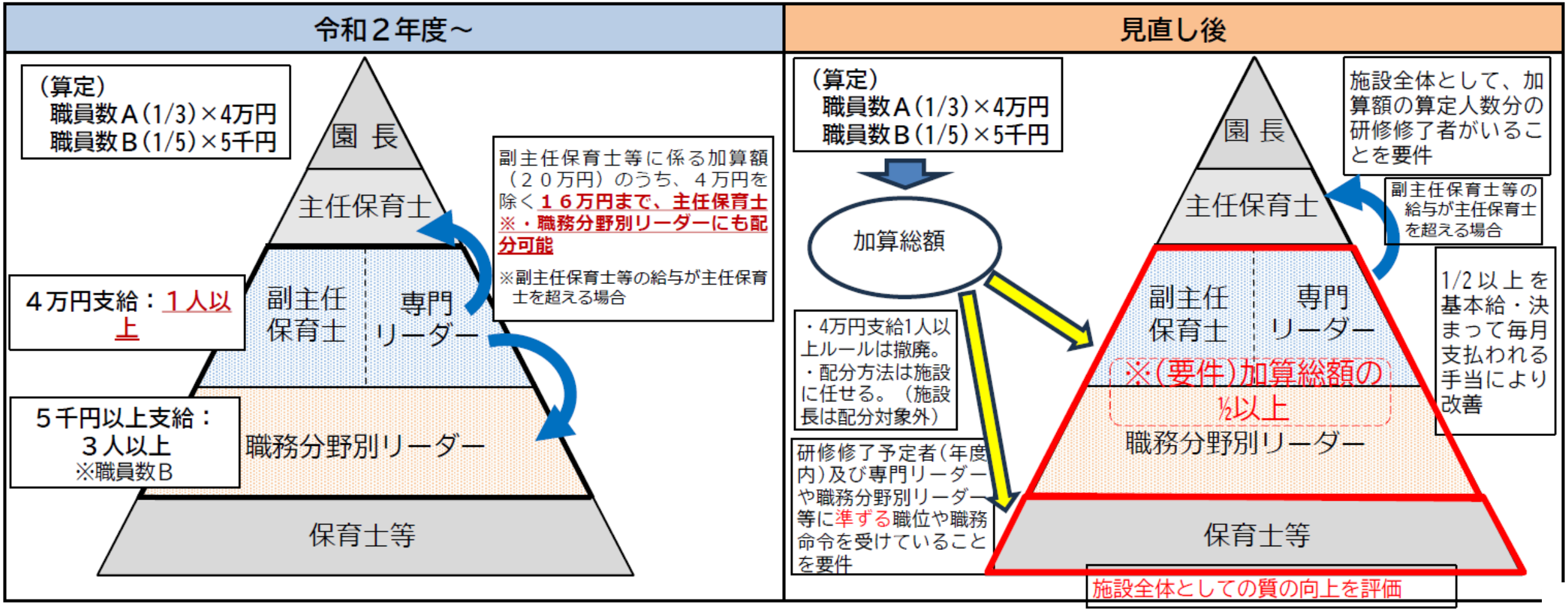

# 賃金改善の確認方法の統一化のイメージ（案）

## 見直し前（処遇Ⅰ～Ⅲそれぞれ）

新規事由無しの場合

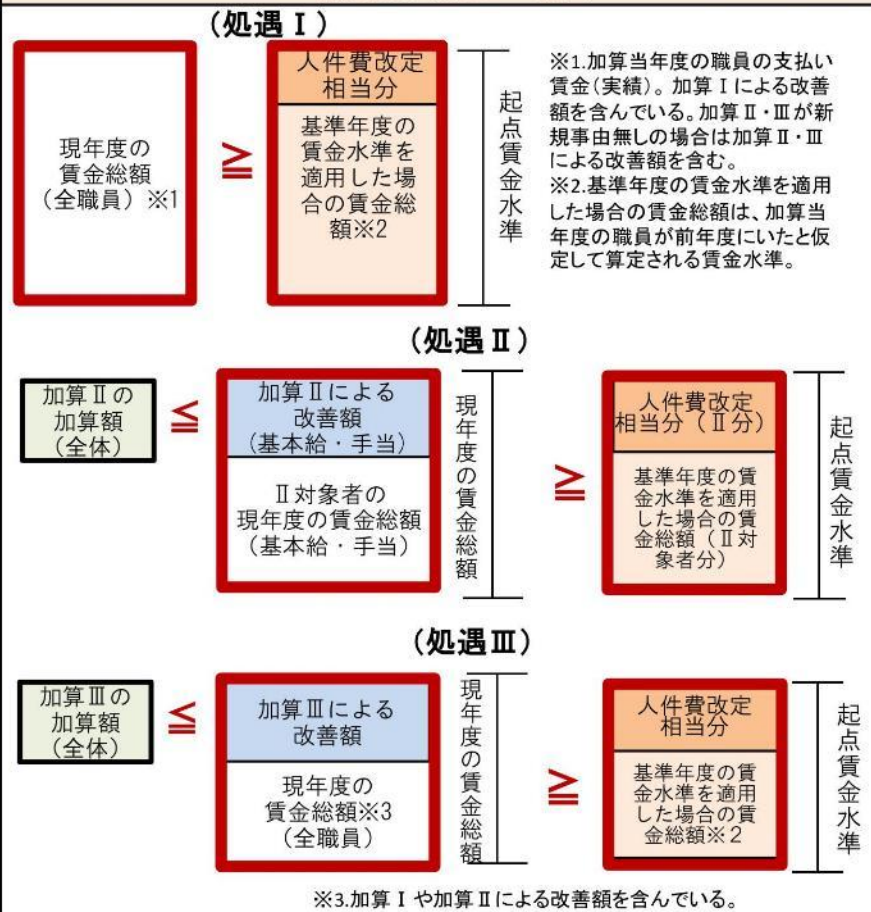


## 見直し後（処遇Ⅰ～Ⅲ共通）

新規事由の有無に関わらない

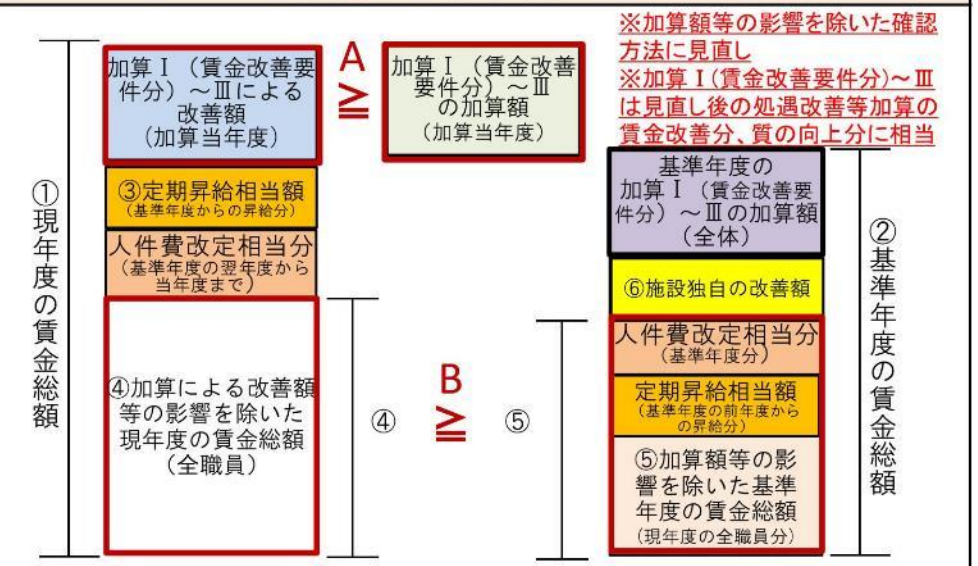


（用語の定義）
※1.①現年度の賃金総額は、加算当年度の全ての職員の賃金の総額（計画書の場合は支払い賃金の見込み額、実績報告書の場合は実績値）
※2.②基準年度の賃金総額は、加算当年度の全ての職員の基準年度の賃金の総額（実績値）
※3.③定期昇給相当額は賃金規定や定期昇給前後の月の給与から算出。
※4.基準年度に加算額や人件費改定相当分、定期昇給分を超えて施設独自に賃金改善を行っている場合は、⑥施設独自の改善額として、④との比較で②から除くことが可能。具体的には支給額や支給方法（基本給・手当）、対象者の記載を求めて自治体で確認。

（確認方法）
加算当年度において加算額以上の改善額となっていることを確認する（A）。加えて、加算額等の影響を除いた賃金総額で比較して確認する。具体的には、「①現年度の賃金総額から加算による改善額や③定期昇給相当額、人件費改定相当分を除く額」④が「②基準年度の賃金総額から基準年度の加算額や施設独自の改善額を除く額」⑤を下回っていないことを確認する（B）。
※1.当年度に新たに職員を採用した場合は、基準年度の賃金は、基準年度にいたと仮定して算定。
※2.加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合、現年度にその部分を一時金等で減額調整することも可能。

## イメージ図

## 事務ポイント

加算Ⅰ～Ⅲそれぞれで賃金改善の確認を行う。
①加算Ⅰは起点賃金水準と比較し、下回った場合は加算残額として支払う。
②加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を賃金改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。
③加算Ⅰ～Ⅲのそれぞれで現年度の賃金総額と起点賃金水準との比較を行う。加算Ⅱは加算Ⅱの対象者で比較を行う。

加算Ⅰ～Ⅲまとめて賃金改善の確認を行う。
①加算Ⅰ（賃金改善要件分）・加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を加算による改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。
②加算による改善額や定期昇給相当額、人件費改定相当分を除いた現年度の賃金総額と基準年度の加算額や施設独自の改善額を除いた基準年度の賃金総額との比較を行う。

# おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。